

茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、茨城県庁舎広告掲出要領第4条第2項及び茨城県共用自動車広告掲出要領第5条第2項(以下「広告要領」という。)の規定に基づき、県の広告掲出事業の効果的・効率的な実施に協力する広告代理店を、茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店(以下「協力広告代理店」という。)として登録すること等について必要な事項を定めるものとする。

(協力広告代理店の申込み)

第2条 協力広告代理店となることを希望する者は、様式第1号により知事に申し込むものとする。

(登録)

第3条 知事は、前条の規定による書類の提出があった場合には、次に掲げる全ての要件に適合するかどうかを確認した上で、協力広告代理店への登録の可否を決定し、速やかにその結果を相手方に通知するものとする。

- (1) 県内に事業所等(支社、支店、営業所等を含む。)を有すること
- (2) 主として広告代理業務を営む企業であって、県内において概ね3年以上の実績を有すること
- (3) 広告要領第2条に規定する業種又は事業者該当しないこと
- (4) 県税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないこと
- (5) 広告要領及びこの要領その他県の広告関係規定を順守できること

(登録期間)

第4条 協力広告代理店への登録期間は、登録日より当該年度の末日までとし、翌年度以降は、当該年度の初日から末日までを有効期間として自動的に更新するものとする。ただし、第6条の規定により登録の取消しをしたときには、当該取消しの決定をした日をもって、登録を終了するものとする。

(変更事項の届出)

第5条 協力広告代理店は、第2条の規定により県に提出した書類の記載事項に変更があったときは、遅延なく、様式第2号により県に届け出るものとする。

(登録決定の取消し)

第6条 知事は、協力広告代理店から、登録取消しの申出があったときは、速やかに登録決定を取消すものとする。

2 知事は、協力広告代理店が次のいずれかに該当すると認めるときは、登録決定を取消し、その旨を相手方に通知するものとする。

- (1) 協力広告代理店が、第5条第1項各号に掲げる登録の要件の全部又は一部に適合しないと認めるとき。
- (2) 知事が指定する納付期限までに広告物の掲出料を納付しないとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協力広告代理店の責めに帰すべき事由により登録を継続することが適当でないと認めるとき。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、本制度の運用に関し必要な事項については、別に定める。

付 則

この要領は、平成26年7月15日から施行する。

改正 平成28年4月1日

改正 令和2年11月1日

様式第 1 号

茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店登録申込書

茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店制度実施要領第 4 条の規定に基づき、次のとおり茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店への登録を申し込むとともに、以下の事項を誓約します。

- (1) 茨城県庁舎広告掲出要領第 2 条及び茨城県共用自動車広告掲出要領第 2 条に規定する業種又は事業者該当しないこと。
- (2) 県税の滞納並びに消費税及び地方消費税に係る未納がないこと。
- (3) 茨城県庁舎広告掲出要領、茨城県共用自動車広告掲出要領及び茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店制度実施要領その他県の広告関係規定を順守すること。

令和 年 月 日
茨城県知事 大井川 和彦 様

申込者 商号又は名称

所在地 〒

代表者職氏名

会社概要		
県内事業所所在地		〒
設 立 年 月 日		
資 本 金		
許 認 可 免 許 等		
主 要 取 引 先		
役 員		
グループ関連会社		
U R L		
事業内容		
事業実績・PR		

※ 定款の写し及び会社概要等を添付してください。

様式第2号

茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店登録事項変更届出書

令和 年 月 日

茨城県知事 大井川 和彦 様

届出者 商号又は名称

所在地 〒

代表者職氏名

茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店制度実施要領第5条の規定に基づき県に提出した
申込書類の記載事項について、次のとおり変更があったので届け出ます。

項目		内容
記載変更があった申込書類の名称		<input type="checkbox"/> 茨城県庁舎等広告掲出事業協力広告代理店登録申込書 <input type="checkbox"/> 定款 <input type="checkbox"/> 会社概要等 <input type="checkbox"/> その他（ ）
変更の内容	変更前	
	変更後	
変更年月日		令和 年 月 日

※ 定款又は会社概要等の記載事項に変更があった場合は、変更後の定款の写し又は会社概要等を添付してください。